

## 株式会社竹屋化学研究所 企業倫理行動指針

会社が存続していく為には、社会からその存在価値を認められ、社会と共に成長していく事が大切です。また企業活動を行っていくうえで、法令や社内規則等の社会規範の遵守はもとより企業倫理に則った社会人として恥ずかしくない行動をとる事は必要です。この企業倫理行動指針は経営理念を具体的な行動として展開する為に、役員、執行役員及び従業員が守るべき指針の事です。この指針を理解し実践する事により、企業市民として社会貢献を果たすと共に、夢あるモノづくりを通じて社会と共に発展していく事を目指します。

### ・優れた製品の提供

→持続可能な社会の実現の為に新たな製品開発やサービスの提供を行い、経済成長と社会課題の解決に貢献します。

### ・人権の尊重

→人種、性別、宗教、国籍、身体、病気、年齢その他の非合理的な理由に基づき、雇用及び職場において差別を行いません。

→企業活動において影響を受けるステークホルダーの人権を尊重し、児童労働の実効的な廃止と強制労働の撤廃に貢献します。

### ・働きがいのある職場環境の整備

→働く人々の幸福と豊かさを実現し、安全で働きやすい環境を確保すると共に人格、個性を最大限に尊重し労働生産性、企業価値の向上につながる職場環境を実現します。

→また、ハラスメント行為や個人の尊厳を傷つける行為は「ハラスメント防止に関する規程」で禁止します。

### ・地球環境の保全

→省エネルギー、資源循環、環境保全等に配慮すると共に CO2 排出量の削減に貢献する製品、サービスの提供を目指します。

→環境負荷を低減した事業活動を行い、CO2 排出量の削減に貢献します。

### ・公正な事業活動

→取引先との取引においては常に公正を認識します。

なお、当社では「パートナーシップ構築宣言」を公表しています。

→贈収賄に関する法令を遵守します。

→個人的な目的で会社の財産、経費を使用する等の横領行為を禁止します。

・情報の管理と提供

情報の適切な取り扱い、管理や保護、維持を徹底します。

→個人情報の保護

当社はプライバシーポリシー（個人情報保護方針）を推進しています。

→知的財産の保護

自社が保有する知的財産権を適切に保護、管理すると共に、他人が保有する知的財産権を侵害する事業活動を行いません。

→顧客への情報の提供

顧客に情報を適時・適切に提供します。

→企業の情報開示

企業活動に関する事項について、適時に正確な情報開示を行います。

・社会貢献

→「良き企業市民」としてステークホルダーとの絆を大切にし、企業の利益と社会の利益を調和させ、持続可能な社会の発展に貢献します。

・危機の未然防止

→BCP 対策

災害等の危機に対し事前に対策を行い、被害を最小限に留めると共に被害を受けても迅速に復旧し事業の再開に繋がります。

→反社会的勢力からの不当な要求を拒否し、いかなる関係も持たず取引も行いません。

→テロ行為等の犯罪に一切関与しません。また、取引の過程でこれらの犯罪に利用されない様に十分に注意します。

・報告と相談

→本指針に反する行為や法令違反、不正行為による不祥事、その可能性がある行為を発見または自ら行った場合、就業規則第 26 条に則り直ちに上長や役員に報告します。会社は通報者または調査協力者に対し、そのことを理由として不利益な取り扱いを禁止します。